

令和 6 年度 吉田町水質検査計画



はじめに

吉田町では、水道法に基づき水質検査計画を策定し、水質検査を実施して水道水の安全性の確保に努めています。

この度、「令和6年度 吉田町水質検査計画」を水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第15条第6項の規定に基づき策定しましたので公表します。

目 次

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び浄水の水質状況と管理上の留意点
- 4 水質検査地点
- 5 水質検査項目と検査頻度
- 6 試料の採取及び運搬方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査の方法
- 9 水質検査計画と検査結果の公表
- 10 水質検査の精度と信頼性の確保
- 11 関係機関との連携に関する事項

1 基本方針

- (1) 水質検査は、水質基準が適用される蛇口及び水源で行います。
- (2) 水質検査は、水道法で検査が義務付けられている項目と水質管理上必要と判断した項目について行います。
- (3) 検査頻度は、水源の種類やこれまでの検査結果で得られた検出状況などを考慮して定めます。
- (4) 水質検査は、水道法第20条に基づく厚生労働大臣登録検査機関に委託し、実施します。

2 水道事業の概要

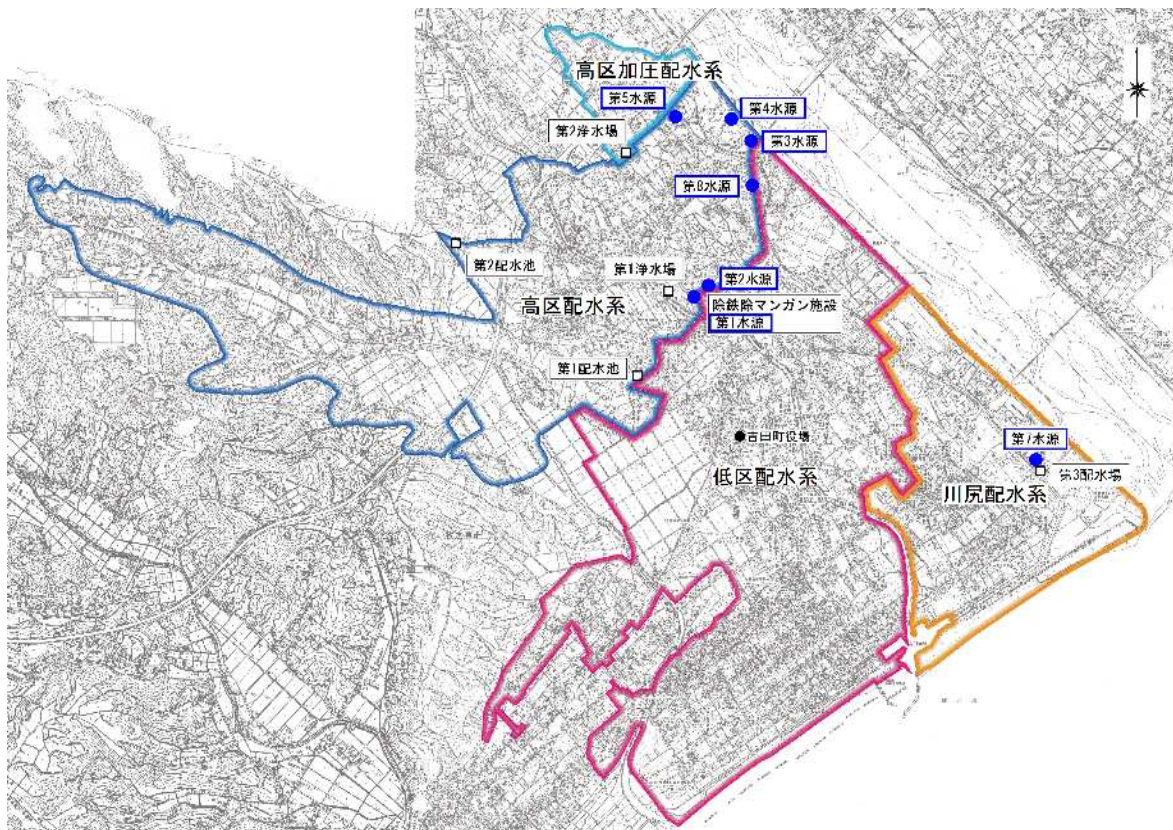
(1) 水源の状況

吉田町の主な水源は、自己水源8箇所（全て深井戸）があり、うち2箇所は休止・廃止中で現在は6箇所を使用しています。（表1 水源の利用状況のとおり）

表1 水源の利用状況

水源	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
状況	使用	休止	使用	使用	使用	廃止	使用	使用

図1 水源の位置



(2) 浄水処理方法と給水状況

吉田町の給水区域は、大別して低区配水系、高区配水系及び川尻配水系の3つの配水系に分かれており、町内全域と牧之原市の一部（細江地区の一部、坂部及び坂口地区）へも給水を行っています。

各配水系水源の水質は、良好で水質検査の各項目とも基準値を下回っています。基本的には、各配水系とも次亜塩素酸ナトリウム溶液の注入による滅菌処理を行っていますが、低区配水系水源のうち第1及び第8水源については、鉄、マンガンによる濁りが生じるため、除鉄除マンガン施設で浄水処理を行っています。

浄水処理方法と給水状況は表2及び表3のとおりです。

表2 配水系と水源及び浄水施設の概要

配水系	低区配水系	高区配水系	川尻配水系
浄水場 (所在地)	第1浄水場 (吉田町神戸)	第2浄水場 (吉田町神戸)	第3配水場 (吉田町川尻)
浄水方法	塩素滅菌 除鉄・除マンガン	塩素滅菌	塩素滅菌
給水対象地区	住吉全域、川尻、片岡 北区、牧之原市（細江 の一部）	北区、片岡、牧之原市 (坂部・坂口)	川尻
配水方法	自然流下	自然流下・加圧	加圧
送水能力	11,400 m ³ /日	4,800 m ³ /日	2,000 m ³ /日

表3 吉田町の給水状況（令和4年度）

計画給水人口	36,100人	配水量	
現在給水人口	31,764人	年間総配水量	4,612千m ³
給水件数	14,246人	1日平均配水量	12,636 m ³
施設能力	18,200 m ³ /日	1日最大配水量	14,124 m ³
		1日1人平均配水量	398 l

地区別給水件数（令和4年度）

計	吉田町				牧之原市	
	住吉	川尻	片岡	北区	細江	坂部・坂口
12,487	4,297	2,514	2,525	3,151	994	765

3 水道の水源及び浄水の水質状況と管理上の留意点

原水及び浄水の水質状況（令和3年度～令和5年度）は、表5及び表6のとおりです。原水の水質は、良好な状態であり、浄水についても水質基準値を下回っており、安全で良質な水であるといえます。

水道水の水質に影響する要因及び優先して監視すべき水質項目は、表4のとおりです。

表4 水質に影響する要因と優先して監視すべき水質項目

水道水の水質に影響する要因	優先して監視すべき項目
<ul style="list-style-type: none">・工場等からの排出・配水管、給水装置の老朽化・消毒副生成物の生成	濁度、色度、臭気、味、pH値、残留塩素、微生物、鉄、マンガン、金属、有機物、消毒副生成物

表5 原水の水質状況（令和3年度から令和5年度までの最大値）

番号	定期検査項目	原 水		
		第1水源	第3水源	第4水源
		最大値 (mg/l)	最大値 (mg/l)	最大値 (mg/l)
1	一般細菌	0	2	0
2	大腸菌	検出しない	検出しない	検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.00015 mg/l 未満	0.00015 mg/l 未満	0.00015 mg/l 未満
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/l 未満	0.00005 mg/l 未満	0.00005 mg/l 未満
5	セレン及びその化合物	0.0008 mg/l	0.0005 mg/l 未満	0.0005 mg/l 未満
6	鉛及びその化合物	0.0005 mg/l 未満	0.0005 mg/l 未満	0.0005 mg/l 未満
7	ヒ素及びその化合物	0.0005 mg/l 未満	0.0005 mg/l 未満	0.0005 mg/l 未満
8	六価クロム化合物	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/l 未満	0.004 mg/l 未満	0.004 mg/l 未満
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/l 未満	0.001 mg/l 未満	0.001 mg/l 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	2.0 mg/l	0.5 mg/l	0.5 mg/l
12	フッ素及びその化合物	0.08 mg/l	0.05 mg/l 未満	0.05 mg/l 未満
13	ホウ素及びその化合物	0.03 mg/l	0.03 mg/l	0.03 mg/l
14	四塩化炭素	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/l 未満	0.005 mg/l 未満	0.003 mg/l 未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.0004 mg/l 未満	0.0004 mg/l 未満	0.0004 mg/l 未満
17	ジクロロメタン	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満
18	テトラクロロエチレン	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満
19	トリクロロエチレン	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満
20	ベンゼン	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満
21	塩素酸	-	-	-
22	クロロ酢酸	-	-	-
23	クロロホルム	-	-	-
24	ジクロロ酢酸	-	-	-
25	ジブロモクロロメタン	-	-	-
26	臭素酸	-	-	-
27	総トリハロメタン	-	-	-
28	トリクロロ酢酸	-	-	-
29	ブロモジクロロメタン	-	-	-
30	ブロモホルム	-	-	-
31	ホルムアルデヒド	-	-	-
32	亜鉛及びその化合物	0.007 mg/l	0.015 mg/l	0.017 mg/l
33	アルミニウム及びその化合物	0.005 mg/l 未満	0.005 mg/l 未満	0.005 mg/l 未満
34	鉄及びその化合物	0.02 mg/l 未満	0.02 mg/l 未満	0.02 mg/l 未満
35	銅及びその化合物	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満
36	ナトリウム及びその化合物	9.2 mg/l	6.6 mg/l	6.6 mg/l
37	マンガン及びその化合物	0.014 mg/l	0.001 mg/l	0.001 mg/l 未満
38	塩化物イオン	5.9 mg/l	3.5 mg/l	4.2 mg/l
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	68 mg/l	57 mg/l	59 mg/l
40	蒸発残留物	140 mg/l	110 mg/l	110 mg/l
41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/l 未満	0.02 mg/l 未満	0.02 mg/l 未満
42	ジェオスミン	0.000001 mg/l 未満	0.000001 mg/l 未満	0.000001 mg/l 未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/l 未満	0.000001 mg/l 未満	0.000001 mg/l 未満
44	非イオン界面活性剤	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満
45	フェノール類	0.0005 mg/l 未満	0.0005 mg/l 未満	0.0005 mg/l 未満
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.2 mg/l 未満	0.2 mg/l 未満	0.2 mg/l 未満
47	PH値	6.9	7.4	7.2
48	味			
49	臭気	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	0.5 度未満	0.5 度未満	0.5 度未満
51	濁度	0.1 度未満	0.1 度未満	0.1 度未満

番号	定期検査項目	原 水		
		第 5 水源	第 7 水源	第 8 水源
		最大値 (mg/l)	最大値 (mg/l)	最大値 (mg/l)
1	一般細菌	1	1	25
2	大腸菌	検出しない	検出しない	検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.00015 mg/l 未満	0.00015 mg/l 未満	0.00015 mg/l 未満
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/l 未満	0.00005 mg/l 未満	0.00005 mg/l 未満
5	セレン及びその化合物	0.0005 mg/l 未満	0.0005 mg/l 未満	0.0005 mg/l 未満
6	鉛及びその化合物	0.0005 mg/l 未満	0.0005 mg/l 未満	0.0008 mg/l
7	ヒ素及びその化合物	0.0005 mg/l 未満	0.0005 mg/l 未満	0.0005 mg/l 未満
8	六価クロム化合物	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/l 未満	0.004 mg/l 未満	0.004 mg/l 未満
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/l 未満	0.001 mg/l 未満	0.001 mg/l 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.6 mg/l	0.3 mg/l	0.3 mg/l
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/l 未満	0.05 mg/l	0.05 mg/l
13	ホウ素及びその化合物	0.03 mg/l	0.02 mg/l	0.04 mg/l
14	四塩化炭素	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満
15	1,4-ジオキサン	0.003 mg/l 未満	0.003 mg/l 未満	0.005 mg/l 未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.0004 mg/l 未満	0.0004 mg/l 未満	0.0004 mg/l 未満
17	ジクロロメタン	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満
18	テトラクロロエチレン	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満
19	トリクロロエチレン	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満
20	ベンゼン	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満
21	塩素酸	-	-	-
22	クロロ酢酸	-	-	-
23	クロロホルム	-	-	-
24	ジクロロ酢酸	-	-	-
25	ジブロモクロロメタン	-	-	-
26	臭素酸	-	-	-
27	総トリハロメタン	-	-	-
28	トリクロロ酢酸	-	-	-
29	ブロモジクロロメタン	-	-	-
30	ブロモホルム	-	-	-
31	ホルムアルデヒド	-	-	-
32	亜鉛及びその化合物	0.009 mg/l	0.002 mg/l	0.006 mg/l
33	アルミニウム及びその化合物	0.005 mg/l 未満	0.005 mg/l 未満	0.005 mg/l 未満
34	鉄及びその化合物	0.02 mg/l 未満	0.02 mg/l 未満	0.07 mg/l
35	銅及びその化合物	0.003 mg/l	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満
36	ナトリウム及びその化合物	6.6 mg/l	6.5 mg/l	9.1 mg/l
37	マンガン及びその化合物	0.001 mg/l 未満	0.001 mg/l 未満	0.029 mg/l
38	塩化物イオン	4.5 mg/l	3.3 mg/l	5.3 mg/l
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	56 mg/l	59 mg/l	55 mg/l
40	蒸発残留物	100 mg/l	110 mg/l	110 mg/l
41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/l 未満	0.02 mg/l 未満	0.02 mg/l 未満
42	ジェオスミン	0.000001 mg/l 未満	0.000001 mg/l 未満	0.000001 mg/l 未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/l 未満	0.000001 mg/l 未満	0.000001 mg/l 未満
44	非イオン界面活性剤	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満
45	フェノール類	0.0005 mg/l 未満	0.0005 mg/l 未満	0.0005 mg/l 未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.2 mg/l 未満	0.2 mg/l 未満	0.2 mg/l 未満
47	PH値	7.3	7.5	7.4
48	味			
49	臭気	異常なし	異常なし	異臭
50	色度	0.5 度未満	0.5 度未満	0.5 度未満
51	濁度	0.1 度未満	0.1 度未満	0.3 度

表6 浄水の水質状況（令和3年度から令和5年度までの最大値）

番号	定期検査項目	基準値	浄水		
			第1配水系 (低区配水系)	第2配水系 (高区配水系)	第3配水系 (川尻配水系)
			最大値 (mg/l)	最大値 (mg/l)	最大値 (mg/l)
1	一般細菌	100CFU/ml	1	5	1
2	大腸菌	不検出	検出しない	検出しない	検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	0.00015 mg/l 未満	0.00015 mg/l 未満	0.00015 mg/l 未満
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	0.00005 mg/l 未満	0.00005 mg/l 未満	0.00005 mg/l 未満
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	0.0005 mg/l	0.0005 mg/l 未満	0.0006 mg/l
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	0.0018 mg/l	0.0005 mg/l 未満	0.0005 mg/l 未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	0.0005 mg/l 未満	0.0005 mg/l 未満	0.0005 mg/l 未満
8	六価クロム化合物	0.02 mg/l 以下	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下	0.004 mg/l 未満	0.004 mg/l 未満	0.004 mg/l 未満
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	0.001 mg/l 未満	0.001 mg/l 未満	0.001 mg/l 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	0.6 mg/l	0.6 mg/l	0.3 mg/l
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	0.06 mg/l	0.05 mg/l 未満	0.05 mg/l
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	0.04 mg/l	0.03 mg/l	0.03 mg/l
14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	0.003 mg/l 未満	0.003 mg/l 未満	0.003 mg/l 未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	0.0004 mg/l 未満	0.0004 mg/l 未満	0.0004 mg/l 未満
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満
20	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満
21	塩素酸	0.6 mg/l 以下	0.11 mg/l	0.06 mg/l 未満	0.06 mg/l 未満
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満
23	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	0.0004 mg/l	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下	0.0004 mg/l	0.0002 mg/l	0.0002 mg/l 未満
26	臭素酸	0.01 mg/l 以下	0.001 mg/l 未満	0.001 mg/l 未満	0.001 mg/l 未満
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	0.01 mg/l 未満	0.01 mg/l 未満	0.01 mg/l 未満
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	0.0003 mg/l	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満
30	ブロモホルム	0.09 mg/l 以下	0.0003 mg/l	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	0.004 mg/l 未満	0.004 mg/l 未満	0.004 mg/l 未満
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	0.025 mg/l	0.011 mg/l	0.010 mg/l
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	0.005 mg/l 未満	0.005 mg/l 未満	0.005 mg/l 未満
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	0.02 mg/l 未満	0.02 mg/l 未満	0.02 mg/l 未満
35	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	0.025 mg/l	0.015 mg/l	0.012 mg/l
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	8.9 mg/l	7.1 mg/l	7.3 mg/l
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	0.002 mg/l	0.001 mg/l 未満	0.001 mg/l 未満
38	塩化物イオン	200 mg/l 以下	5.3 mg/l	4.8 mg/l	3.5 mg/l
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/l 以下	60 mg/l	59 mg/l	65 mg/l
40	蒸発残留物	500 mg/l 以下	120 mg/l	110 mg/l	130 mg/l
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	0.02 mg/l 未満	0.02 mg/l 未満	0.02 mg/l 未満
42	ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下	0.000001 mg/l 未満	0.000001 mg/l 未満	0.000001 mg/l 未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	0.000001 mg/l 未満	0.000001 mg/l 未満	0.000001 mg/l 未満
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満
45	フェノール類	0.005 mg/l 以下	0.0005 mg/l 未満	0.0005 mg/l 未満	0.0005 mg/l 未満
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/l 以下	0.2 mg/l 未満	0.2 mg/l 未満	0.2 mg/l 未満
47	PH値	5.8以上8.6以下	7.6	7.4	7.7
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	0.5度未満	0.5度未満	0.5度未満
51	濁度	2度以下	0.1度	0.1度未満	0.1度未満

4 水質検査地点

(1) 給水栓水

浄水場及び配水場ごとに配水系統が分かれており、各配水系の末端における水質が水質基準に適合しているか判断するため、各配水系統の下記の1箇所ずつにて採水し、水道法に基づく検査を行います。

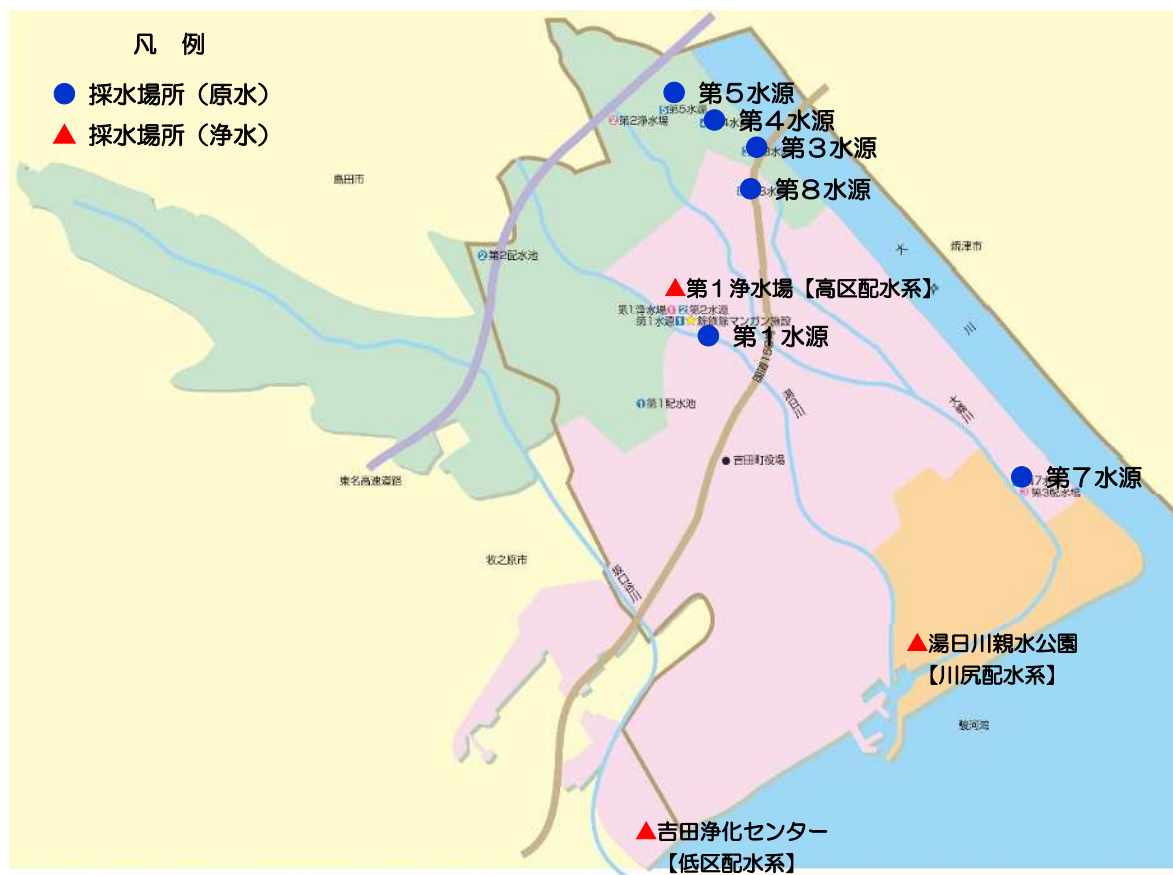
- ①【低区配水系】吉田浄化センター (吉田町住吉 4300-20)
- ②【高区配水系】第1浄水場 (吉田町神戸 2449-1)
- ③【川尻配水系】湯日川親水公園 (吉田町住吉 3982-1)

(2) 浄水場及び原水

原水の水質に異常がないか、また、浄水処理が適正に行われているかどうかを確認するため、各水源（送水ポンプ場を兼ねる）の送水ポンプの出口、各配水系において水質検査を行います。

また、消毒用の残留塩素濃度を適切な値を確保するために、各浄水場及び配水場に設置している計測器において、監視を行います。

図2 原水・浄水の採水場所



5 水質検査項目と検査頻度

(1) 水質検査項目

① 水質基準項目

水道法で検査が義務づけられている項目です。蛇口における水道水（浄水の水質検査については、水質基準51項目全ての検査を行います。（表7参照）水源（井戸）における原水の水質検査については、39項目の検査を行います。（表8参照）

② 毎日検査項目

水道法で検査が義務づけられている3項目（色、濁り及び消毒の残留効果）について検査を行います。

③ 水質管理目標設定項目

水質検査基準に準ずる項目として水道水の安全性を確保するため、吉田町が水質管理上必要と判断した26項目（農薬類を除く）について検査を行います。（表8参照）

④ その他の項目

耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム等）の指標菌である大腸菌、嫌気性芽胞菌について検査を行います。

(2) 水質検査頻度

① 水質基準項目

水道水（浄水）の水質検査は、項目により異なりますが、1ヶ月に1回、3ヶ月に1回、年1回検査を行います。基本頻度で最長で3年に1回まで検査頻度を減らすことができる項目もありますが、安全性や安心を確保することから年1回を最低頻度として検査を行います。（表7参照）

原水の水質検査は、年1回検査を行います。（表8参照）

② 毎日検査項目

色、濁り及び消毒の残留効果は、1日1回検査を行います。

③ 水質管理目標設定項目

水質管理上必要と判断した項目について、年1回検査を行います。

④ その他の項目

原水クリプトスポリジウム及びジアルジアは浄水で年1回、指標菌は原水で3ヶ月に1回、ダイオキシン類は原水（第7水源のみ）で年1回検査を行います。

表7 水質基準項目及び頻度【水道水（浄水）】

番号	定期検査項目	法令で定める基準検査頻度	実施検査頻度	採水場所	設定理由			
1	一般細菌	1回/月	1回/月	各配水系末端の水道の蛇口（水源・浄水場所・採水場所図参照）	省略不可項目			
2	大腸菌							
3	カドミウム及びその化合物	1回/年	1回/年		安全確認のため			
4	水銀及びその化合物							
5	セレン及びその化合物							
6	鉛及びその化合物							
7	ヒ素及びその化合物							
8	六価クロム化合物							
9	亜硝酸態窒素							
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン					1回/3月	1回/3月	法令どおり 省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					1回/3月	1回/年	安全確認のため
12	フッ素及びその化合物							
13	ホウ素及びその化合物							
14	四塩化炭素							
15	1,4-ジオキサン							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン							
17	ジクロロメタン							
18	テトラクロロエチレン							
19	トリクロロエチレン							
20	ベンゼン							
21	塩素酸							
22	クロロ酢酸							
23	クロロホルム							
24	ジクロロ酢酸							
25	ジブロモクロロメタン							
26	臭素酸	1回/3月	1回/3月		省略不可項目 消毒副生成物			
27	総トリハロメタン							
28	トリクロロ酢酸							
29	ブロモジクロロメタン							
30	ブロモホルム							
31	ホルムアルデヒド							
32	亜鉛及びその化合物							
33	アルミニウム及びその化合物							
34	鉄及びその化合物							
35	銅及びその化合物							
36	ナトリウム及びその化合物	1回/年	1回/年		安全確認のため			
37	マンガン及びその化合物							
38	塩化物イオン					1回/月	1回/月	省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					1回/3月	1回/3月	法令どおり
40	蒸発残留物							
41	陰イオン界面活性剤					1回/月	1回/年	省略不可項目
42	ジェオスミン							
43	2-メチルイソボルネオール	1回/月	1回/年		水源に汚染源が存在しないため			
44	非イオン界面活性剤							
45	フェノール類	1回/3月	1回/3月		法令どおり 安全確認のため			
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）							
47	pH値	1回/月	1回/月		省略不可項目			
48	味							
49	臭気							
50	色度							
51	濁度							

毎日検査項目

番号	定期検査項目	法令で定める基準検査頻度	実施検査頻度	採水場所	設定理由
1	色	1回/日	1回/日	水道の蛇口	省略不可項目
2	濁り				
3	消毒残留効果				

表8 水質基準項目及び頻度【原水】

番号	定期検査項目	実施検査頻度	採水場所	設定理由	
1	一般細菌	1回/年	町内6箇所の水源（水源・浄水場所・採水場所図参照）	省略不可項目	
2	大腸菌				
3	カドミウム及びその化合物			安全確認のため	
4	水銀及びその化合物				
5	セレン及びその化合物				
6	鉛及びその化合物				
7	ヒ素及びその化合物				
8	六価クロム化合物				
9	亜硝酸態窒素				法令どおり
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン				省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				安全確認のため 省略不可項目
12	フッ素及びその化合物				
13	ホウ素及びその化合物				
14	四塩化炭素				
15	1,4-ジオキサン				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				
17	ジクロロメタン				
18	テトラクロロエチレン				
19	トリクロロエチレン				
20	ベンゼン				
21	塩素酸	—		省略不可項目 消毒副生成物	
22	クロロ酢酸				
23	クロロホルム				
24	ジクロロ酢酸				
25	ジブロモクロロメタン				
26	臭素酸				
27	総トリハロメタン				
28	トリクロロ酢酸				
29	ブロモジクロロメタン				
30	ブロモホルム				
31	ホルムアルデヒド				
32	亜鉛及びその化合物	1回/年		安全確認のため	
33	アルミニウム及びその化合物				
34	鉄及びその化合物				
35	銅及びその化合物				
36	ナトリウム及びその化合物				
37	マンガン及びその化合物				
38	塩化物イオン				省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）				法令どおり
40	蒸発残留物				省略不可項目
41	陰イオン界面活性剤				水源に汚染源が存在しないため
42	ジェオスミン				
43	2-メチルイソボルネオール				法令どおり
44	非イオン界面活性剤				安全確認のため
45	フェノール類				省略不可項目
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）				
47	pH値				
48	味				
49	臭気				
50	色度				
51	濁度	1回/年			

表9 水質管理目標設定項目

番号	定期検査項目	基準値
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/l 以下
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/l 以下
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/l 以下
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下
8	トルエン	0.4 mg/l 以下
9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08 mg/l 以下
10	亜塩素酸	0.6 mg/l 以下
12	二酸化塩素	0.6 mg/l 以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/l 以下 (暫定)
14	抱水クロラール	0.02 mg/l 以下 (暫定)
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1 以下
16	残留塩素	1 mg/l 以下
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10 mg/l 以上 100 mg/l 以下
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/l 以下
19	遊離炭素	20 mg/l 以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/l 以下
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/l 以下
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/l 以下
23	臭気強度 (TON)	3 以下
24	蒸発残留物	30 mg/l 以上 200 mg/l 以下
25	濁度	1 度以下
26	pH 値	7.5 程度
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力 0 に近づける
28	従属栄養細菌	1ml の検水で形成される集落数が 2,000 以下 (暫定)
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して 0.1 mg/l 以下
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/l 以下 (暫定)

6 試料の採取及び運搬方法

試料の採取には、採取日時、採取箇所及び採取者を記録簿に記載しています。運搬方法は、試料をクーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して速やかに自動車にて運搬します。また、採取場所からの出発時刻を記録します。

7 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。水質基準項目等の必要な項目について行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

臨時の水質検査は水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し蛇口の水の安全性が確認されるまで行います。

8 水質検査の方法

毎日検査項目、水質基準項目、水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）により行います。

9 水質検査計画と検査結果の公表

水質検査計画は、利用者みなさまのご意見や水質検査結果により見直しを行い毎事業年度開始前に作成し、公表します。

水質検査計画及び水質検査結果は、吉田町役場情報コーナーや上下水道課窓口で閲覧できるほか、吉田町ホームページに掲載し公表します。

10 水質検査の精度と信頼性確保

水質検査の精度と信頼性を確保するため、水質検査を水道法第20条の厚生労働大臣登録検査機関に委託して検査（臨時の水質検査も含む）を行い、正確かつ精度の高い検査体制を求めています。

また、水質検査の技術的能力を評価するため、厚生労働省が毎年実施している水質検査の外部精度管理調査において、「第1群」と評価された機関に委託します。

11 関係機関との連携に関する事項

国・県・関連水道事業体と密な連絡体制をとり、良好な水質の確保と安定した供給体制の確立に努めます。万一緊急事態が発生した場合には、関係機関と連携して万全の対策を講じ、供給する水道水の安全を確保するとともに、必要に応じて状況や対応策などをお客様にお知らせします。また、水源周辺の行政機関、事務所等に対しては、水質汚染事故に関する通報の協力をお願いしております。

この水質検査計画についてお客さまのご意見をお寄せください。
お客さまからのご意見は、今後の水質検査計画作成の参考とさせていただきます。

問合せ先 吉田町上下水道課水道工務部門
〒421-0395

榛原郡吉田町住吉87番地

電 話 0548-33-2128 (直通)

FAX 0548-33-0362